

学校現場における働き方改革の取組状況について

1 教員の勤務態様の特殊性と課題

<教員の勤務態様の特殊性>

- 教員の職務は、子どもの成長に大きく関わることから、その使命感や誇り、熱意をもって行うものであり、各々の自発性、創造性に基づく勤務が期待されている。
- 教員は、勤務態様の特殊性があり、一般行政職と同じような勤務時間管理はなじまない。
 - ・ 修学旅行や遠足など、学校外の教育活動
 - ・ 家庭訪問や学校外の自己研修など、教員個人での活動
 - ・ 夏休み等の長期の学校休業期間 → このような教員固有の勤務態様により勤務時間の管理が困難

<勤務態様の特殊性を踏まえた処遇>

- 教員の勤務態様の特殊性を踏まえ、教員については、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、
 - ①時間外勤務手当を支給しないこととし、
教員については原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、(1)生徒の実習に関する業務、(2)学校行事に関する業務、(3)教職員会議に関する業務、(4)非常災害等のやむを得ない場合の業務の4項目に限定(いわゆる超勤4項目)
 - ②その代わりに、給料月額の4パーセントに相当する教職調整額を支給。
- 学校現場を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、授業革新等への対応も求められている中、教員の長時間労働の改善が課題に。

2 教職員の超過勤務の状況

① 県立学校における勤務時間の把握結果

	自己申告率	超過勤務時間
平成27年度	83.7%	28.2時間／月

※県立学校の教育職員のみ。

※教育職員は、時間外勤務手当等が支給されないので、自己申告の方法で把握。

② 市町立学校[文部科学省 教員勤務実態調査(平成28年度)速報値より]

教諭の1週間当たりの超過勤務時間数

	小学校	中学校
平成28年度	18時間40分／週	24時間33分／週

文部科学省勤務実態調査(平成28年度)の教員の1週間当たりの学内総勤務時間の表の教諭の区分の平成28年度の時間数から正規の勤務時間(38時間45分)を引いて算出した。

※ 市町立学校は服務監督権者が市町教育委員会であるため各市町において勤務時間の把握を実施。

3 平成28年度における県教育委員会の取組(主なもの)

- 県教育委員会が実施している会議や調査など57件の廃止や見直し
- 県教育委員会事務局内に働き方改革推進事務局会議を設置(平成29年2月16日)
(県教育委員会、市町教育委員会、学校関係者を対象に、働き方改革についての研修を実施)

(管理職の意識改革と学校マネジメントの推進)

- 超過勤務の縮減について(通知)
- 県立学校長によるイクボス宣言
- 学校訪問等の機会を通じた指導、助言
- 管理職研修

(勤務時間管理の適正化)

- 勤務時間把握による時間管理の徹底(県立学校教育職員)
- 各県立学校現場において実情に応じた取組検討の促進
- 市町立学校教員の服務監督権者である市町教育委員会に対する「教員の時間管理の徹底」の働きかけ(市町立学校教育職員)

[その他]滋賀県教職員互助会における超過勤務の縮減に向けた検討(平成28年5月~)

平成29年度 学校現場の働き方改革



滋賀県教育委員会事務局内に連携体制を構築し、社会教育関係者等と共に学校業務のあり方について検討するとともに、管理職をはじめ、すべての教職員の働き方にに対する意識改革を促し、効率的、効果的な施策展開や、学校として、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、教育効果を高めるための業務改善を推進する。

